

## 第1章 総則

### 第1条（契約約款の適用）

株式会社アピア（以下「提供者」という）は、本約款に基づき本サービス申込者（以下「契約者」という）に対して本サービスを提供します。提供者が適宜定めた通知手段を用いて、随時、契約者に対して通知される諸規定は、本契約の一部として構成されるものとし、契約者はこれを承諾するものとし、また、上記通知には特定の契約者を対象とした個別通知以外に全契約者に対する連絡もこれに含めるものとし、本約款は口頭における約束や提供者の他の文書よりも提供者と契約者の間では優先するものとし、

### 第2条（約款の変更）

提供者は、契約者の了承を得ることなく本約款を変更することがあります。契約者はこれを承諾することとします。この変更は第28条に定める方法により通知されるものとし、この場合には料金その他の提供内容および提供条件は変更後の最新の約款によります。

### 第3条（用語の定義）

この契約約款においては、次の用語の意義はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) Mobile CAN サービス（以下「本サービス」といいます）  
第4条に定めるところの、提供者が提供する通信回線その他ネットワークを介して提供するアプリケーションサービスで本条（2）の「Shop 機能」サービスを含みます。
- (2) 「Shop 機能」サービス
- (3) 契約者が、提供者が提供する通信回線その他ネットワークを介して提供するアプリケーションサービスであるオンラインショッピングサービスを通じて物品または役務サービス（以下「商品」といいます。なお申し込み記載の「取扱い品目」に記載するものに限り、また）の内容告知を行い、本サービスの利用者（以下「利用者」という）を対象とした商品の売買を行う営利行為をさします
- (4) 「委託業務」
- (5) 第4条に定めるところの、契約者が本サービス上においてオンラインショッピングを実施するにあたり、提供者が引き受けの一連の業務をさします。
- (6) 本サービス用通信回線  
提供者が本サービスを提供するにあたり、提供者が第一種又は第二種電気通信事業者その他の電気通信事業者より提供を受けている電気通信回線
- (7) 本サービス用設備  
提供者が本サービスを提供するにあたり、提供者が用意する通信施設、電子計算機、その他の機器およびソフトウェア
- (8) 利用契約  
本サービスの提供を受けるための契約者と提供者間の契約
- (9) 契約者設備等  
契約者が本サービスの提供を受けるため、契約者自らが用意する端末設備、電子計算機、その他の機器およびソフトウェア
- (10) 識別符号  
契約者の確認のために設定される符号およびパスワードのいずれか一方またはそれらの両方

## 第2章 Mobile CAN サービスの内容

### 第4条（サービスの種類および内容）

本サービスの種類および内容、利用に際しての注意事項は別表1に記載のとおりとします。

## 第3章 利用契約の締結等

### 第5条（利用登録の受付と利用契約の成立）

1. サービスについては「Mobile CAN サービス利用契約書」（以下「利用契約書」といいます）の締結または提供者所定のオンラインサインアップ手続により利用契約の申込を行うことができ、提供者がこれを完了した時点で、利用契約が成立・締結されたものとし、

2.サービスの利用開始は、前項に定める利用登録に対して、提供者がこれを承諾し、又第20条2項による、初期費用と本サービスの利用を開始した月（以下「利用開始月」といいます。）と翌月の利用料金の支払いを確認し、契約が成立した後、別途提供者が文書によって指定する「サービス開始日」をもって開始されるものとします。

#### 第6条（利用期間）

- 1.本サービスの利用期間は利用開始（第5条第2項に基づき指定するサービス開始日）を起算日として6ヶ月間とします。
- 2.最初の利用開始日より6ヶ月内に本サービスを解約される場合には、残期間の本サービス料金相当金額をお支払いいただくこととします。
- 3.本サービスの利用は、契約者が第7章に従い本サービス利用の終了を申し出ない限り引き続き更新されるものとします。

#### 第7条（登録の拒絶および受諾後の契約拒否）

- 1.提供者は契約者の登録が次の項目に該当する場合には、利用契約を承諾しない場合があります。
  - (1) 当該登録に係わる利用契約上の義務を怠るおそれがあると提供者が判断した場合
  - (2) 利用契約書又はオンライン申込フォームに偽名などの虚偽の事実を記載していることが明らかになった場合
  - (3) その他前各号に準ずる場合で、提供者が利用契約の締結を適当でないと判断した場合
  - (4) 提供者の競合他社等、事実上の秘密を調査する目的で契約をおこなおうとしていることが判明した場合
- 2.提供者は、利用契約書を受領し、書面で登録の承諾を通知したあとも、提供者の判断で契約者として不適切であると判断した場合には、登録を拒否できるものとします。その際、契約拒否によって発生した損害は一切賠償しないことを契約者は認めるものとします。

#### 第8条（利用契約に基づく権利譲渡の禁止）

契約者は、提供者の書面による事前の承諾なしに、利用契約に基づいて本サービスを利用する権利を譲渡しないものとします。

#### 第9条（法人契約上の地位継承）

- 1.契約者である法人または団体の合併により契約者の地位が継承された場合、当該契約を継承した法人または団体は、速やかに書面によりその旨を提供者に通知しなければならないものとします。
- 2.第7条（登録の拒絶および受諾後の契約拒否）の規定は前項の場合についても準用します。

#### 第10条（契約者の氏名等の変更）

契約者はその氏名、名称、住所あるいは料金引き落とし口座の利用に関する事項に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を提供者に通知するものとします。

### 第4章 契約者の義務

#### 第11条（契約者設備等の設置）

- 1.契約者は本サービスを利用するにあたって、自らの費用で契約者設備等をインターネットに接続するものとします。
- 2.契約者が接続する契約者設備等は、提供者が提示する技術的事項に適合する機器とします。ただし、技術上の問題等により契約者毎に当該技術的事項を提示することがあります。

#### 第12条（契約者の維持責任）

契約者は、本サービスの利用に支障をきたさないように、契約者設備等及び通信回線を正常に稼動するように維持するものとします。

#### 第13条（識別符号の管理）

- 1.契約者は本サービスを利用するための接続アカウント等の識別符号の管理について責任を持つものとし、これらが第三者に使用されたことにより当該契約者に生じた損害については、提供者は何ら責任を負わないものとします。
- 2.契約者は、識別符号を第三者に使用させ、譲渡または担保に供することはできません。

## 第5章 提供の停止

### 第14条（提供の停止）

提供者は、契約者が次の項目のいずれかに該当する場合には、利用契約に基づく本サービスの提供を何ら事前に通知および勧告することなく停止することがあります。なお、停止期間中も本サービスの料金は発生するものとします。

- (1) 利用契約に基づくサービスの料金、割増金または遅延損害金を支払期限が経過しても支払わないとき
- (2) 契約者が指定した料金引き落とし口座から料金が引き落としできなかったとき
- (3) 国内外の諸法令または公序良俗に反する態様において本サービスを利用したとき
- (4) 風俗、アダルトに関する情報、未成年者や青少年に有害な情報を流したとき、またはそれに類するかあるいは不適当と提供者が判断した情報を流したとき
- (5) 提供者、他の契約者または第三者の著作権、財産、プライバシーを侵害する場合
- (6) 提供者、他契約者または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- (7) 利用契約書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (8) 本約款に違反した場合
- (9) その他、提供者が契約者として不適当と判断した場合

### 第15条（提供の中止）

1. 提供者は次の各号に該当する場合には利用契約に基づく本サービス提供を中止することがあります。

- (1) 提供者または提供者が利用する電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき
- (2) 提供者または提供者が利用する電気通信設備にやむをえない障害が発生したとき
- (3) 第16条の規定によるとき
- (4) 第1種及び第2種電気通信事業者または国外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより本サービスの提供が困難になったとき

2. 提供者は前項各号の規定によりサービスの提供を中止するときは事前にその旨を契約者に提供者の提供する手段によりその旨を通知します。ただし緊急の場合には、通知できないことがあります。

### 第16条（サービスの変更、追加または廃止）

1. 提供者は、都合により本サービスの全部もしくは一部を変更、追加または廃止することができるものとします。この場合、第2条の規定を準用するものとします。
2. 提供者は、前項の規定により本サービスの廃止をするときは、契約者に対し廃止の2ヶ月前までに提供者の提供する手段によりその旨を通知します。
3. 提供者は、前項による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止につき、何ら責任を負うものではありません。

## 第6章 料金等

### 第17条（料金の適用）

本サービスの料金は、別表2のとおりです。

### 第18条（料金の計算方法）

1. 本サービス料金のうち、初期導入費用（以下「初期費用」といいます）は、各本サービスの利用契約毎に一時金としてお支払い頂く料金であり、各本サービス用設備への契約者の登録等に要する費用です。
2. 提供者は、本サービスの料金について、暦月の起算日から次の暦月の起算日の前日までの間（以下「料金月」とします。）に従って計算します。
3. 提供者は、提供者の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。

### 第19条（検収）

本サービスの利用開始日から7日以内に提供者に申し出をしない限り、本サービスは検収されたものとします。

### 第20条（料金の支払い方法）

1. 契約者は、次の方法で、料金等を支払うものとします。

- (1) 預金口座振替
- (2) その他提供者が定める方法

2. 契約者は初期費用と本サービスの利用開始月と利用開始月の翌月の利用料金を、第5条2項による本サービス開始日までに提供者が指定した預金口座へ振込むものとします。契約者は、これらに係る手数料の支払を要します。なお、これらの支払済みの料金は事由の如何を問わず、一切返金出来ません。
3. 料金月の本サービスの利用料金等の支払が預金口座振替による場合、料金等は本サービスを利用する当該月の前月の26日（当日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）に契約者指定の口座から引落されるものとします。ただし、本サービスの利用開始月と開始月の翌月の料金は除きます。
4. 契約者が支払った料金月の本サービスの利用料金と前第17条で定めた利用料とに差額が発生した場合、その差額の清算はその料金月以降の利用料金と精算するものとします。
5. 前各項の規定にかかわらず、本サービスの料金について、その全部または一部の支払時期を変更させていただくことがあります。

### 第21条（特別料金）

契約者は、料金等を不法に免れた場合は、その免れた額の2倍に相当する額を特別利用料金として支払うものとします。

### 第22条（消費税）

本約款に記載される料金はすべて消費税別とします。消費税等相当額の算定の際の税率は、当該算定時に税法上現に有効な税率とします。

### 第23条（遅延利息）

契約者は、本サービス料金その他の債務(延滞利息を除きます) について支払期日を経過してもなお支払がなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年14.6%の割合で算出した額を、延滞利息として提供者が指定する期日までに支払うものとします。

## 第7章 契約の解除

### 第24条（提供者がおこなう利用契約の解除）

1. 提供者は第14条（提供の停止）の規定により利用契約に基づくサービスの利用を停止された契約者が、速やかにその事由を解消しない場合には、利用契約を解除する場合があります。なお、その場合であっても、停止期間中の本サービス料金は発生するものとし、既に契約者から支払われた本サービス料金は返金しないものとします。
2. 提供者は、契約者が第14条（提供の停止）第1項各号のいずれかに該当する場合で、その事由が提供者の業務の遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める提供の停止をすることなく利用契約を解除できるものとします。

### 第25条（契約者の解除）

1. 契約者は提供者に対して書面で通知することにより利用契約を解除することができます。契約者は、契約を解除しようとするときは、提供者所定の方法によりその旨を提供者に通知していただきます。この場合、毎暦月の初日から10日までに提供者に通知のあったものについては当該暦月の末日に、また毎暦月の11日から末日までに提供者に通知があったものについては当該暦月の翌月の末日に、契約の解除があったものとします。
2. 前項の場合において、その利用中に係る契約者の一切の債務は、契約の解除があった後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

## 第8章 責任

### 第26条（責任）

1. 提供者は、本サービスを提供すべき場合において、提供者の責に帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（本サービスの利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）にあることを提供者が知った時刻から起算して、1日の営業時間の全部についてその状態が連続したときに限り、当該契約者の損害賠償請求に応じます。
2. 前項の場合における損害賠償の範囲は、当該契約者に現実に発生した通常損害とし、本サービスが全く利用できない状態にあることを提供者が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の各倍数に達した場合に限りです。）に対応する料金（本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の1日あたりの平均料金により算出します。）に、これに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲内

で、かつ、その総額は、平均料金の30日相当額に、これに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲を超えないものとします。

3. 第1項の場合において、提供者の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

4. 提供者は、第一種及び第二種電気通信事業者の責に帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合、提供者がその第一種及び第二種電気通信事業者から受領する損害賠償額を本サービスが利用できなかった契約者全員に対する損害賠償の限度額とし、かつ、契約者に現実に発生した通常損害に限り賠償請求に応じます。

5. 天災、事変その他の不可抗力により、本サービスを提供できなかったときは、提供者は、一切その責を負わないものとします。

6. 提供者は、契約者が本サービスを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含みます。）について、その完全性、正確性、有用性その他何ら保証しないものとします。当該情報等のうち提供者以外の第三者による提供に係るものに起因して生じた損害等について、提供者は、何らの責任も負わないものとします。

7. 提供者は契約者が当サービスを利用することによって契約者が提供する情報コンテンツの審査に関する責任は一切負いません。

8. 提供者は契約者が提供者のサービスを利用することによって、第三者との間で法律的または社会的な係争におかれた場合でもこれらの係争の一切の責任を負わないものとします。

9. 契約者はオンラインショップの内容、質、取引の安全、債権回収の一切につき、自己の責任と費用で対処し、提供者は、これにつき一切の責任を免れます。

10. 提供者は、本契約に基づく契約者による本サービスの利用に関連して提供者が契約者に対し損害賠償責任を負う場合、提供者の故意または重大な過失に起因する場合を除くいかなる場合も、損害賠償の範囲は、当該契約者に現実に発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は、当該損害が生じた日が属する月に提供者が当該契約者から受領すべき料金にこれに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲を超えないものとします。

11. 初期の機種、最新機種や端末の特性などにより、インターネット対応携帯電話の一部の機種に意図しない表示やサイト等の表示できない場合に関する責任は一切負いません。

## 第9章 雑則

### 第27条（秘密保持）

1. 日本国における法令、条例、法律上義務を負う場合を除いて、提供者は、利用契約の履行に際し知り得た契約者の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

2. 提供者は、電子メール通信履歴に関しては、次項の場合を除いて、これを原則として第三者のいずれにも公開しないものとします。

3. 次の秘密情報については、各当事者は、秘密保持義務を負わないものとします。

(1) 相手方より開示を受ける際に、すでに自ら所有または第三者から入手していたことを立証できるもの。

(2) 相手方より開示を受ける際に、すでに公知公用であったもの。

(3) 相手方より開示を受けた後、自己の責によらずに公知公用になったもの。

(4) 当事者が独自に創作したもの。

4. 提供者は、公安当局からの捜査上の要請に基づいて書面による正式な要請があった場合、契約者の合意をとらずに通信履歴を開示する場合があります。

5. 提供者は管理者IDとパスワードの電話による問合せに関しては、問合せが本人の場合であっても、電話による回答はおこなわないものとします。

6. 管理者IDとパスワードの電話による問合せに関しては、別途提供者の定める通信方法によってのみ回答するものとし、契約者は、緊急の場合も含め、即時の回答ができないことがあることを了承するものとします。

### 第28条（契約者への通知）

1. 提供者は、電子メールによる送信、ホームページへの掲載その他提供者が適当であると判断する方法により、契約者に随時必要な事項を通知するものとします。

2. 提供者から契約者への通知は、前項に基づきその内容が本サービス用設備に入力された日に効力を生じるものとします。

### 第29条（裁判管轄）

契約者と提供者との間における一切の紛争については、大阪地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第30条(準拠法)

この契約約款に関する準拠法は日本法とします。

### 第31条(提供者からの損害賠償)

提供者は、契約者が故意に本サービス用設備に過大な負荷をかける操作を行ったり、本システムを解析するなどの契約者の不正な使用、その他本契約に違反する行為により損害を受けた場合、契約者に対して損害賠償請求を行うことがあります。

### 附則

この Mobile CAN サービス契約約款は平成13年10月1日より実施します。

平成14年1月24日一部改訂

平成14年2月19日一部改訂

平成14年8月30日一部改訂

平成15年5月31日一部改訂

### 別表1

#### 基本機能

顧客管理機能	データ保管・管理	データ一括削除・編集機能
	顧客登録設定・会員アカウント付与	データ絞込み検索
	顧客データアップロード	登録データ数推移表示
	顧客データダウンロード	顧客情報詳細表示
メール配信機能	メール一斉配信	即時メール返信
	配信日時設定	空メール受付
	送信履歴管理〔予定〕	登録お知らせメール配信
	メール受信受付・管理	属性埋め込みメール配信
アンケート機能	アンケート、他情報登録ページ作成	郵便番号住所入力
	PCページ同時作成	プルダウン・ラジオボタン選択
	作成ページプレビュー	プレゼント応募・抽選(リアルタイム抽選可能)
	登録データダウンロード	投票数リアルタイム表示
サイト管理機能	ページ作成	画像・テキストスクロール(ブラウザにより一部不可)
	サイトマップ表示〔一部未定〕	テスト公開
	画像・絵文字変換〔制限有〕	Phone to, Mail to 機能
	作成ページプレビュー	月別、日別、時間帯別、ページ別PV閲覧

#### SHOP 機能

利用者が商品の購入に必要な契約者の販売者情報、運用情報ならびに提供される商品情報を掲載するシステムが提供されます。商品情報中には、商品の内容、支払い方法、価格、送料、手数料等、商品の売買または貸与に関する詳細情報が掲載されます。

契約者がSHOP機能を利用する際には、識別符号が貸与されます。

商品管理機能	商品情報編集	商品情報の一括編集
	商品情報アップロード	商品情報の一括削除
	商品検索	商品情報一覧表示
	商品カテゴリーの検索	商品バリエーションの編集
販売管理機能	注文検索および一覧表示	送料/消費税設定
	注文内容詳細表示	各種決済設定
	販売データ表示・ダウンロード	購入完了メール設定
	商品別アクセス表示・ダウンロード	商品表示設定

## 利用に際しての注意事項

- ・ DoCoMo、J-phone、au のほとんどのインターネット対応携帯電話に対応していますが、初期の機種、最新機種や端末の特性により、意図しない表示や、表示ができない場合があります。
  - ・ 諸条件によりメール配信速度は保証できません。
  - ・ データのアップロード、ダウンロードはデータによって時間がかかることがあります。
  - ・ SHOP の商品情報登録件数は 1000 件までとなっております。
- 
- ・ 契約者は識別符号について責任を持って管理するものとし、管理不十分または、または第三者の不正使用等に起因する全ての損害について責任を負うものとし、
  - ・ 商品に関する 問い合わせ、注文、納品、代金回収等の折衝は、全ての契約者と利用者との間で直接行うものとし、また、これらにより発生した苦情、支払いの遅延等の問題は契約者の責任により利用者との間で解決するものとし、提供者は一切関知しません。

## 別表 2

### 基本機能契約または

### 基本機能・SHOP 機能の同時契約

#### 基本料金

初期システム導入費

¥100,000 円・・・(初回のみ)

月次費用

(月次データ加算料とシステム利用料料金を含みます。)

注) 登録ユーザー数によって変動します。

登録ユーザー数は料金月の最大登録ユーザー数とします。

登録ユーザー数	基本機能月次料金	SHOP 機能月次料金	合計月次料金
0 以上 20,000 以下	¥50,000	¥30,000	¥80,000
20,001 以上 40,000 以下	¥75,000	¥30,000	¥105,000
40,001 以上 60,000 以下	¥100,000	¥30,000	¥130,000
60,001 以上 80,000 以下	¥125,000	¥30,000	¥155,000
80,001 以上 100,000 以下	¥150,000	¥30,000	¥180,000
100,001 以上	別途ご相談		

### SHOP 機能のみの契約

#### 基本料金

初期システム導入費

¥100,000 円・・・(初回のみ)

月次費用

¥50,000 円